

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

中 川 和 彦

ラテン・アメリカ諸国の法、ラテン・アメリカ法は、沿革的には旧母国や欧米先進諸国の立法と結びついており、特に、その成文法について言えば、その母法である欧米諸国の法の投影にすぎない場合が少なくない。したがって、ラテン・アメリカ法研究の対象をその成文法に限定する限り、研究の積極的意義を見出すことは困難であろう。しかし、ラテン・アメリカ法を動態的にみる場合、それが適用される、かつ運用されるラテン・アメリカの風土、経済条件、社会構造の特殊性の故に、母法と異なるものを認めることができるであろう。私がラテン・アメリカ法研究に独自の意義を見出しているのはこういったことにおいてである。⁽¹⁾

ところで、筆者の研究の対象は商法・経済法を中心とする分野であるが、研究の課題の一つとして、銀行制度にかねてから着眼していた。というのは、ラテン・アメリカ諸国がひとしくおしすすめている経済開発の要の一

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

つが金融機関であるということ、今一つは、ラテン・アメリカ諸国の銀行・金融機関の沿革がその商法または会社法の発達とからみあっているということからである。⁽²⁾

本稿は、このような立場で、メキシコの銀行制度の研究に着手したのを機に、その前提として、メキシコの金融制度の沿革を素描したものである。⁽³⁾

(1) ラテン・アメリカ法研究に関する私見について左記の拙稿を参照していただければ幸である。

『ラテン・アメリカ法研究の意義』『海外事情(拓殖大)』一六卷三号。

『ラテン・アメリカ法研究序説』『ラテン・アメリカ論集(ラテン・アメリカ政経学会)』二号。

(2) たかぎ 伊勢 Ismael Pizarro Suárez, *Geschichtliche Einleitung zum Mexikanischer Handelsrecht*, in: *Das Handelsrecht des Erdballs*, Bd I, Abt. 2 参照。

(3) メキシコの銀行制度に関する邦文文献として左記の和訳があるが、歴史的な叙述はない。

B・H・バックハルト(塩野谷九十九、大月高共訳)『各国銀行制度概観』下巻(昭和三年 中部経済新聞社刊) 六七ページ以下。

二

一 スペインの植民地時代、植民地は本国の厳重な統制の下におかれ、経済活動は大きく制約されていたので、民間の金融機関の必要はなかった。一つの組織体として初めて設立された民間金融機関は、スペイン統治の末期一八世紀末、一七七五年に設立された Monte de Piedad である。これは富裕な鉱山主の出損を基金として、質

物担保による小額貸付け（設立当初は無利子、間もなく低利）をなすものであった。⁽¹⁾

次いで、一七八四年 Banco de Avilo de Minas が設立された。これは、鉱山が国庫 (Real Hacienda) に納付すべき賦税 (regalias) の一部を資金とする公的組織体で、鉱山の管理費の貸付けを目的とするものであった。⁽²⁾

これら両者は、その一が Banco (銀行) の名称を用いていたとしても、今日、われわれが銀行取引と呼んでゐるものの極く一部を管へたにすぎたのであつて、銀行の実体を備えたものではなかつた。⁽³⁾

(1) Diego Lopez Rosado, El Monte de Piedad, en: *Ensayos sobre Historia Económica de México*, 1957, México (Imprenta Universitaria) pp. 37~50; O. Ernesto Moore, *Evolución de las Instituciones Financieras en México*, 1963, México, D. F. (C. E. M. L. A.), pp. 13~14.

(2) Moore, *op. cit.*, p. 14; C. H. Haring, *The Spanish Empire in America*, 1947 (Harbinger Books Edition 1963), N. Y., p. 247.

(3) 同書 Roberto Molina Pasquel, The Mexican Banking System, in: *Mexico: A Symposium on Law and Government*, 1958, N. Y. (Oceana), p. 59. 及び Joaquín Rodríguez y Rodríguez, *Derecho Bancario*, 2a. edición, revisada y actualizada por Rafael de Pina Vara, 1964, México, D. F. (Edit. Porrúa), pp. 22~24 参照。

二 一九世紀の初め、メキシコは独立を達成した。一般に、一八一〇年に独立⁽¹⁾と説かれているが、それは、イダルゴ神父が蜂起した独立運動の端緒となつた年であつて、完全に独立をかちとつたのは一八二一年のことである。しかし、それから約三〇年間、独立したもの⁽¹⁾、メキシコは混乱と戦乱の連続であつた。立法面をみて、一八二四年に憲法が制定されているが、民事および商事については、それぞれ、一八七〇年に初の民法典、一八

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

五四年に初の商法典が制定されるまで、スペインの制定した植民地時代の法令が行なわれていた。⁽²⁾

このように混乱期にまず設立された金融機関が一八三〇年の Banco de Avío para el Fomento de la Industria Nacional⁽³⁾である。これは、かけ声に終った当事の政府の殖産興業政策の下で、製造業、特に紡績業の振興をはかるべく、優秀な紡績機械の輸入代金などを低利に融資することを主な目的として設立されたもので、資金は輸入綿製品に課せられる関税の五分の一の額をもって構成されることになっていた。しかし、テキサスの離反(一八三五〜三六年)、あいつぐ内戦による政情不安になやまされ、さらにこの融資を補完すべき民間資金の欠如も重なって、一八四二年に、所期の目的を達成できぬまま、廃止されるに至った。

次いで、一八三七年 Banco Nacional de Amortización de Moneda de Cobre⁽⁴⁾が設立された。これは、名称の如く、銅貨の銷却を目的とするものであった。当時、流通中の銅貨の量が過大であり、かつ賤造されたものが多かったため、他の通貨と比べて、銅貨は額面額より低く評価され、主としてそれを受けとる下層の人民の経済的損害、不便などを考慮して、これが設立されたと言われるが、一八四一年に廃止された。

以後、一八六四年の London Bank of Mexico and South America の支店設置まで、銀行設立の企画がいくつもあったが、いずれも実現までに至らなかった。

ただし、植民地時代に設立され、独立後も存続していた Monte de Piedad に、一八四九年に貯蓄部(Caja de Ahorros)が設けられた。これは、五パーセントの利子で預金を受け入れ、この資金をもって、質取り貸付けおよび手形割引を行ったと言われる。⁽⁵⁾

(1) 実は、イダルゴ神父の独立運動を引きついだモレーロス神父が一八一四年に憲法を一つ公布しているが、これは実

際ニ施行せられたるも、現実に施行せられた初の憲法は一八二四年憲法である。 Miguel Lanz Duret, *Derecho Constitucional Mexicano*, 5a edición 1959, México, D. F. (Norgis Editores), p. 63 y sgtes.

(2) Trinidad Garcia, *Apuntes de Introducción de Estudio del Derecho*, 14a edición 1965, México, D. F. (Edit. Porrúa), p. 71 y sgtes.

(3) Moore, *op. cit.*, p. 16; Agustín Cue Cánovas, *Historia Social y Económica de México 1521—1854*, 3a. edición 1963, México, D. F. (Edit. E. Trillas), p. 299 y sgtes.; Antonio Manero, *La Revolución Bancaria en México*, 1957, México, D. F., p. 4; *El Banco de Avío y el Fomento de la Industria Nacional*, Introducción por Luis Chávez Orozco, 1966, México, D. F. (Banco Nacional de Comercio Exterior, S. A.).

(4) Moore, *op. cit.*, pp. 15~16; Manero, *op. cit.*, pp. 4~5. (5) Moore, *op. cit.*, p. 16.

三 ちなみに、当時の通貨を瞥見すれば、独立後も、引き続き、スペイン統治時代の貨幣がデザインに変えただけで、同一の形状、規格で鑄造所 Casa de Moneda で鑄造された。独立直後、紙幣の発行が一度企画されたが、抵抗が強く、極く一部が実際に発行されたにとどまり、しかも、極めて短命であった。したがって、主たる貨幣は銀貨であって、一八二三年のデクレトにより、銀位〇・九〇二七の銀二七・七三グラムが一ペソと定められていた。この地、金貨、銅貨、ニッケル貨も使用され、銅貨について問題のあったことは前述した。十進法が採用されたのは一八六一年のことで、それまで種々の呼称が用いられた。たとえば、銀ペソの場合、一ペソ⁽¹⁾トストン、一トストン⁽¹⁾2ペセタ、1ペセタ⁽¹⁾2レアル、1レアル⁽¹⁾2メディオ、1メディオ⁽¹⁾2クアルティリヤという具合であった。なお、この銀貨は貨幣として用いられたばかりでなく、中国、日本にも輸出されていた。⁽¹⁾

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

れがいわゆるメキシコ弗である。⁽²⁾

(1) López Rosado, *op. cit.*, pp. 240~247; Manuel López Gallo, *Economía y Política en la Historia de México*, 1967, México, D. F. (Edit. Grijalbo), pp. 344~351.

(2) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』五ページ以下参照。

三

一 一八六二年、フランスのナポレオン三世はメキシコに武力干渉し、一八六四年、オーストリア・ハプスブルグ家のマクシミリアンをメキシコ皇帝に擁立した。その治下で、同年六月、ロンドンに本店をおく The London Bank of Mexico and South America が支店をメキシコ市に設置した。⁽¹⁾

当時、銀行法がまだ制定されておらず、商法(一八五四年法典)⁽²⁾のなかにも銀行を規律する規定がおかれていなかった。会社に関する一般規定に準拠して支店の設置の手續がなされ、商事裁判所の認可を受けることでは足りた。その他に、何んら法的規制がなく、計算書類の公表も要求されていなかった。その詳細は明確ではないが、設置当初、一五〇〇万ペソの引受資本 (capital suscrito) をもって営業を開始したことは知られている。⁽³⁾

翌六五年 London Bank はメキシコ各地に営業所を開設し、また、小切手を初めて実用に持込むとともに、明文の禁止規定がないままに、銀行券を発行した。このような点から、これがこの国として近代的の意味における初の銀行とされ、銀行の沿革をこれより説き起す者が少なくない。⁽⁴⁾

間もなく、一八六七年、マクシミリアン政権が崩壊し、共和国が再建されるが、それとともに、マクシミリア

ン帝政時の法令はすべて無効とされたが、London Bank は存続し営業を続け、今日、メキシコの代表的な民間銀行の1つである Banco de Londres y México となっている。

- (1) David Joslin, *A Century of Banking in Latin America*, 1963, London (Oxford Univ. Press), pp. 85~95; Virgil M. Bett, *Central Banking in Mexico*, 1957, Ann Arbor (Univ. of Michigan), p. 1; Manero, *op. cit.*, pp. 7~8; Charles A. Conant, *The Banking System of Mexico*, 1910, Washington (Government Printing Office), p. 7.

(2) 一八五四年商法典はフランスの侵略前に制定されたものであるが、帝政時代も施行され、また、共和政復帰後も引き続き有効とされた。内容的には当時の民法およびスウェーデン法(一八二九年法典)を模倣したものと云われる。

Jorge Barrera Graf, *Tratado de Derecho Mercantil*, 1957, México, D. F. (Edit. Porrúa), pp. 79~80; Jesus Castañón R., Breve Desarrollo Histórico de la Legislación Mercantil y Bancaria, *Lecturas Jurídicas* (Univ. de Chihuahua, Escuela de Derecho), Núm. 16 (Julio~Sept. 1963), pp. 24~26.

- (3) Moore, *op. cit.*, p. 17.
(4) Conant, *op. cit.*, p. 7.
(5) ベッティ Bett, *ibid.*; Antonio Manero, *La Reforma Bancaria en la Revolución Constitucionalista*, 1958, México, D. F., p. 7; Conant, *ibid.*

二 上の London Bank の支店設立が一つの契機となり、また、北部のチワワ州の鉱業開発の進展にともなう資金需要の増加に伴って、一八五五年に Banco de Santa Eulalia、一八五八年に Banco Mexicano、一八八二年に Banco Minero de Chihuahua の三行がチワワ州で設立された。これら三行は、連邦政府が銀行設立の

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

メキシコ金融制度の成立と発展

明確な規定を設けていなかったので、チワワ州の認可を根拠として設立されたもので、その上、認可に際し、銀行券発行の権利も付与された。このことが後で州と連邦との間に調整が必要となる問題をひきおこした。⁽¹⁾

(1) Antonio Manero, *La Revolución Bancaria en México*, p. 8; Bett, *op. cit.*, p. 1; Castañon, *op. cit.*, p. 36; Diego G. Lopez Rosado, *Curso de Historia Económica de México*, 1963, México, D. F. (U. N. A. M.), p. 250.

三 他方、スペインの統治時代に設立された Monte de Piedad は、独立後も存続し、前述の如く、預金を受け入れていたが、一八七九年、預金と引換えに、一覽払いおよび持参人払いで払戻す旨を印刷した証券の発行を許され、これが事実上、銀行券の役割を果していたと言われる。そして、一八八一年、割引・発券銀行として営業する認可を受け、発券限度額が九百万ペソに引上げられた。⁽¹⁾

(1) Manero, *op. cit.*, p. 6; Bett, *op. cit.*, pp. 1~2; Moore, *op. cit.*, pp. 16~17; Manuel Gonzales Ramirez, *La Revolución Social de México, Tomo II*, 1965, México, D. F. (Fondo de Cultura Económica), p. 508; Castañon, *op. cit.*, p. 36.

四

一 一八七六年から一九一〇年までメキシコはポルフィリオ・ディアス (Porfirio Diaz) の独裁政治の下にあった。この間庄政にして、国内は一応安定し、近代産業の導入、鉄道の建設など、殖産興業に努力が払われたため、メキシコの経済は未曾有の発展をした。⁽¹⁾ たとえば、鉄・銅・鉛などの鉱山の開発が倍増し、油田の開発が新

規に始められ、鉄道も一八七六年の六一七キロメートルから一九一〇年には二五〇〇キロメートルに増加している。⁽²⁾ もっとも、このような繁栄の成果がメキシコ国民に帰属せず、むしろ、国内の資源・産業の大半が外国人の手中に帰してしまっただ。⁽³⁾

いずれにせよ、経済発展をおしすすめるにあたって、ディアスは外国資本の誘致に努めたが、このことは、この時期の銀行制度にも反映している。

(1) ディアス治世におけるメキシコの経済発展について左記を参照せられたら。

Daniel Cosío Villegas, *Historia Moderna de México. El Porfiriato. Vida Económica*, 2 tomos, 1965, México, D. F. (Edit. Hermes).

(2) Wigberto Jiménez Moreno, Jose Miranda y Maria Teresa Fernandez, *Historia de México*, 3a edición 1967, México, D. F. (Edit. E. C. L. A. L. S. A.), pp. 552~553.

(3) ヒュムスの政治に対する比較的公平な見方として、左記を参照。

Raymond Vernon, *The Dilemma of Mexico's Development*, 1965, Cambridge, Mass. (Harvard Univ. Press) p. 38 et seq.

II ディアスが政権を掌握した時、メキシコにおける発券銀行は、London Bank of Mexico and South America およびチロワ州で設立された Banco de Santa Eulalia のみで、間もなく、これに Monte de Piedad 及び Banco Mexicano も加ったが、これらの銀行を合わせても、当時の貨幣需要をみたすことができなかった。そのため、政府は外資誘致に努め、その結果の一つとして、まず、一八八一年八月政府は Bnaque Franco-

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

Egyptienne に発券銀行設立のコンセッションを与えた。⁽¹⁾

コンセッションの内容の主要点は次のようであつた。⁽²⁾

設立される銀行の授權資本 (capital autorizado) の額を二〇〇〇万ペソ、設立時における払込額を三〇〇万ペソとし、二〇パーセントがメキシコ国民に割当てられるべきこと、銀行券の発行限度を金屬準備 (reserva metálica) の三倍とすること、政府機関は、Monte de Piedad を除く他の銀行の発行する銀行券を受取らないこと、政府のため、年間四〇〇万ペソを貸越し限度とする当座預金口座を銀行が開設すること、租税の三〇年間の免除、株式の配当金の額を限度とする金屬輸出の自由、事後、他の銀行よりも有利な取扱いをする事。

このようなコンセッションにより設立されたのが Banco Nacional Mexicano であつた。一八八二年二月に營業を開始した。

続いて、同年二月 Banco Mercantil, Agrícola e Hipotecario 設立のコンセッションが付与された。同行は資本金三〇〇万ペソ、金屬準備の三倍を限度として發券も許されており、取締役の大部分がスペイン人で、翌八三年に營業を開始したが、程なく、一八六四年、前述の Banco Nacional Mexicano と合併するに至つた。⁽³⁾ そのいきさつは次に述べよう。

(1) Conant, *op. cit.*, p. 8; Bett, *op. cit.*, p. 5; Moore, *op. cit.*, pp. 17~18; Manero, *op. cit.*, pp. 8~

9; Castañón, *op. cit.*, pp. 36~37; López Rosado, *op. cit.*, pp. 250~251.

⁽²⁾ D'Oliver は Banco Nacional Mexicano の資本金額を八百万ペソとし、發券限度額を預金高の三倍とする。疑問があるが、Moore, Manero にも対応して同様。 Luis Nicolau D'Oliver, Las Inversiones Extranjeras

en : Daniel Cosío Villegas, *Historia Moderna de México. El Porfiriato. Vida Económica, Tomo II*, p. 1054. 参照。

(2) Manero, *ibid.*

(3) Bett, *op. cit.*, p. 6; Moore, *op. cit.*, p. 18; Manero, *op. cit.*, p. 9; Castañon, *op. cit.*, p. 37; López Rosado, *op. cit.*, p. 251.

三 一八八四年メキシコは金融恐慌にみまわれた。これは当時の世界恐慌の波紋の一つで鉄道建設に投じられていた外資が引き上げられ、政府の歳入は激減した。このような金融事情の悪化を大衆が知るに及んで、銀行の取りつけさわざが生じた。まず、Monte de Piedad が兌換を停止し、それが他の銀行にも急速に広がった。⁽¹⁾

政府はこのような事態に対処するとともに、新たな資金源の確保にせまられ、当時もっとも有力であった Banco Nacional Mexicano と Banco Mercantil, Agrícola e Hipotecario との合併をはかった。合併銀行をして政府に資金を提供せしめようというのである。このため、政府は、合併銀行が政府のために八百万ペソを貸越し限度とする当座預金口座を開設する代償として、今後新たに発券銀行を認可しないこと、既存の発券銀行の発券について禁止的とも言える条件を課すること、納税に際して、合併銀行の銀行券のみを受けとることを約束した。そして、このような内容のロンセッションの付与を受けて、一八八四年五月、資本金二〇〇〇万ペソの株式会社として Banco Nacional de México, S. A. が発足した。⁽²⁾

(1) López Rosado, *op. cit.*, pp. 251~252.

(2) Conant, *op. cit.*, p. 8; Bett, *op. cit.*, pp. 6~7; Moore, *op. cit.*, p. 19; Manero, *op. cit.*, p. 11; Cas-

メキシコ金融制度の成立と発展 ①

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

tañon, *op. cit.*, p. 37.

四 Banco Nacional de México, S. A. の発足の一カ月前、四月に政府は新商法典を公布した⁽¹⁾。これは、この国としては、一八五四年法典に次ぐ第二次の法典であった。その後、八九年に現行の商法典が制定されているので、八四年法典の施行された期間が僅かではあったけれども、銀行に関する一般規定が初めて定められたのは八四年法典においてであった。

その内容の要点は次の通りであった⁽²⁾。

- a 銀行の設立はすべて連邦政府の認可を必要とすること(九五四条)。
- b 引受資本 (capital suscrito) の最低額を五〇万ペソ、払込資本の最低額を二五万ペソとすること。
- c 銀行券の発行高は払込資本の額を限度とし(九六一条)、かつ、発行高の三分の一の額の国庫に預託された現金もしくは公債、さらに、三分の一の額の自行に預託された現金もしくは公債を準備としてもたなければならないこと。
- d 毎月、計算書類を公告する義務を負い、検査官が、法令に従って、その業務内容を検査すること。
- e 抵当銀行は銀行券を発行できないこと。
- f 一切の銀行券の発行につき五パーセントの発券税を課せられること。
- g 外国銀行は、発券業務を営む支店を国内に設置することを許されないこと。

これらの規定の中心点は、発券銀行はその発券高につき三分の二の準備を必要とするということであり、その真の狙いは、当時の有力な発券銀行であった London Bank を清算に追いつめ、Banco Nacional de México に唯

一の發券銀行として独占的な地位を与えようとするものであった。⁽³⁾

ところが、当時の一八五七年憲法は營業の自由を保障しており、London Bank はこれを根拠として、アムステルダムの訴えを提起した。そして、法律上の結着がつけられる前に London Bank は、当時、設立手続の段階にあった Banco de Empleados のコンセッションを譲受けて、形式上、發券の權利を獲得し、次いで、これと合併し、Banco de Londres y México とし、メキシコ会社となり、この問題は、London Bank に関する限り一応解決した。⁽⁶⁾

他方、前述したように、地方的に、チワワ州で發券を認可されている銀行があったが、これらの地方銀行も州の主權を根拠に八四年法典に従わず、連邦政府の規律に服すに至ったのは一八八九年以降からであった。⁽⁶⁾

いずれにせよ、一八八七年、複数の發券銀行の存在を認めるよう商法の一部が改正され分散發行制度 (el sistema de pluralidad de emisiones) が維持されたのである。⁽⁷⁾

(1) 八四年商法典は内容的にはスペインの一八二九年商法典により近くなったものではなかった。Barrera Graf, *op. cit.*, pp. 82~84; Castañon, *op. cit.*, pp. 28~30. 参照。

(2) Manero, *op. cit.*, pp. 11~12; Castañon, *op. cit.*, p. 28 y sigtes; López R., *op. cit.*, p. 253; Barrera Graf, *op. cit.*, pp. 83~84.

(3) Manero, *op. cit.*, p. 12.

(4) アムステルダムの制度については左記を参照されたい。

Helen L. Clagett, *The Administration of Justice in Latin America*, 1952, N. Y. (Oceana), p. 133. et

メキシコ金融制度の成立と發展 (一)

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

seq. ; Richard D. Baker, *Judicial Review in Mexico*, 1971 Austin (Univ. of Texas Press).

(5) Bett, *op. cit.*, p. 7; Moore, *op. cit.*, p. 20; Manero, *op. cit.*, pp. 12~13; López Rosado, *op. cit.*, p. 254.

(6) Moore, *op. cit.*, p. 20; Manero, *op. cit.*, pp. 12~13; Castañon, *op. cit.*, pp. 38~39.

(7) Manero, *op. cit.*, p. 14.

五 一八八九年、新しい商法典が制定された。その後、部分的に改廃され、現在、形骸だけをとどめているにせよ、これが現行商法典である⁽¹⁾。

八九年法典は、その第六四条において、金融機関法 (una ley de instituciones de crédito) が制定されるまでの間、金融機関は、連邦政府との間で締結し、国会の承認を受ける契約により規律されるべきである旨を定めた。これにより、政府に銀行設立認可の広い裁量権が与えられ、次の銀行が設立された。

一八八九年 Banco Mercantil de Yucatán

一八九〇年 Banco de Durango

一八九一年 Banco de Zacatecas

一八九一年 Banco de Nuevo León

この結果、Banco Nacional de Méxicoの特権的地位がゆらいだが、同時に、金融制度に、今一つの問題をもたらしたのである。というのは、コンセッションの期間、資本の最低額、発券限度額、準備率などがまちまちで、統一がなかったからである⁽²⁾。

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

ーセントを越える貸付けは許されない。抵当付貸出し総額に等しい額の抵当証券 (bonos hipotecarios) の発行、資本の五倍を限度とする当座預金の受入れ、第一級の有価証券担保による六カ月以内の貸出しは許されている。

g 農工銀行は、農業、工業 (鉱業も含める) への資金供給を目的とし、3カ年を期限として貸付けをなし、6カ月以下の期限の手形 (pagarés u obligaciones) を保証することのできる。一定の制限内で、3カ月ないし3カ年満期の金庫証券 (bonos de caja) の発行も許されている。一般に、抵当銀行と同様の業務を営むことができる。

h 地方銀行 (bancos provinciales) は、他の州に支店を設置することを禁止された。しかし、各州に最初に設立される銀行は一定の税の減免をうける。

その他、監督、計算、法定準備金の積立などに関する規定もあった。

この九七年法の制定により Banco Nacional de México をはじめとして、各銀行と政府との間で締結されていた契約の内容が、九七年法の規定に調和するよう変更され、銀行制度に統一と秩序がもたらされた。当時 (一八九七年) メキシコの銀行として上記のものがあつた。⁽³⁾ 大部分が発券銀行であつて、抵当銀行は一行しかなかった (Banco Internacional e Hipotecario)。

一八九七年法の制定から一九〇三年までの間に、次ページの二四件のコンセンションが付与された。⁽⁴⁾

設立年	銀行名	資本金 (100万ペソ)
1897	1) Banco del Estado de México	1.5
	2) Banco de Coahuila	.5
	3) Banco de San Luis Potosí	1.1
	4) Banco de Sonora	.5
	5) Banco Occidental de México	.6
	6) Banco Mercantil de Veracruz	2.0
1898	7) Banco de Jalisco	.5
	8) Banco Central Mexicano	1.0
1899	9) Banco Mercantil de Monterrey	2.5
	10) Banco Oriental de México	3.0
1900	11) Banco de Guanajuato	.5
	12) Banco Agrícola e Hipotecario	2.0
	13) Banco de Tabasco	1.0
1901	14) Banco de Chiapas	.5
1902	15) Banco de Hidalgo	.5
	16) Banco de Tamaulipas	.5
	17) Banco Comercial Refaccionario de Chihuahua	.2
	18) Banco de Michoacán	.5
	19) Banco de Aguascalientes	.5
	20) Banco de Oaxaca	.5
	21) Banco de Morelos	1.0
	22) Banco de Querétaro	.8
	23) Banco de Campeche	.6
	24) Banco de Guerrero	.6

こうして、ユリマおよびトラスカラ2州を除く、すべての州に少なくとも一行が設立された。その種類の数は発券銀行三〇行、抵当銀行一行、農工銀行二行であった。⁽¹⁾

(1) 一九〇八年の一部改正をおりこんだ法文の英訳は左記に収録されている。

Conant, *op. cit.*, p. 172 et seq.

メキシコ金融制度の成立と発展 (一)

メキシコ金融制度の成立と発展(一)

- (2) Conant, *op. cit.*, p. 10 et seq.; Bett, *op. cit.*, pp. 9~10; Moore, *op. cit.*, pp. 21~22; Manero, *op. cit.*, pp. 21~23; Castañon, *op. cit.*, pp. 39~43.
- (3) López Rosado, *op. cit.*, pp. 255~256.
- (4) López Rosado, *op. cit.*, p. 256.
- (5) López Rosado, *op. cit.*, p. 257.

七 銀行制度が整備されていくかたわら、鉄道建設工事や鉱山事業に資金が流入したため金利は低下した。一八八〇年以前の一〇ないし一二パーセントから、一八八四年には八ないし一〇パーセントに、さらに、一八八八年には六ないし八パーセントに下がっている。一方、銀行券の流通高は、一八八六年の一三〇〇万ペソから、一八九〇年には三三〇〇万ペソ、さらに、一八九六年には三七〇〇万ペソに増加した。

そして、一九世紀末、予算が初めて均衡し、アルカバラ(売上税)が廃止され、輸出品の価格上昇も加わってメキシコの経済は健全の状態にあった。⁽¹⁾

しかし、この状態は長続きせず、一九〇一年、世界的な銀価格の下落の影響を銀の産出国であるメキシコはもろに受けた。金本位制を採用する国が増加するにたがって、銀に対する需要が激減し、銀が輸出の二分の一を占めていたため、その経済は打撃を受け、特に労働者階級に困窮をもたらした。しかし、この時でも、資金の需要は引続き盛んで、銀行は貸出しおよび発行高を増加した。

一九〇五年、メキシコは貨幣法 (Ley Monetaria) を制定し、金銀の比価を二対三とするとともに、一ペソを純金〇・七五グラムと定め、金本位制を採用するに至った。⁽²⁾ もっとも、銀ペソも引続き強制通用力を有した。

この金本位制への移行が円滑に行なわれた。銀の価格が再び高騰し始めたからである。⁽³⁾

こうして、しばらく景気が回復したが、一八〇七年、ヘニケンの輸出価格の下落により、メキシコ経済は再び不況におそわれた。特にヘニケンの産地であるユカタン地方では、ヘニケン生産農民に対する貸出しの回収が不能となり、その地方の銀行の流動性が低下した。一九一〇年に革命が起った時、この傷がまだ完全に回復していなかった。⁽⁴⁾

(1) López Rosado, *op. cit.*, pp. 257~258.

(2) Diego López Rosado, *La Reforma Monetaria de 1905*, en : *Ensayos sobre Historia Económica de México*, p. 153 y sgtes.

(3) Moore, *op. cit.*, p. 23.

(4) Bett *op. cit.*, p. 11.

八 以上の叙述の如く、ディアスの時代にまがりなりにも政情は初めて安定し、政府はその殖産興業の政策をおしすすめようとした。しかし、資本の蓄積も技術もなかった当時として、外資の導入を積極的になすすめ、欧米の経験⁽¹⁾を模倣する他はなかった。銀行制度についても、欧米の制度を継受するとともに、外資を導入したのである(次ページの表を見よ)。

その結果、銀行制度は一見整備されているように見えた。しかし、それは、あくまでも形式上であって、経済上の危機がくりかえされる度に、制度上の欠陥、その運用をめぐる好ましからざる慣行が露呈していったのである。たとえば、銀行の幹部クラスの人材の不足、Banco Nacional de México に特権的地位を与えたため、銀

メキシコ金融制度の成立と発展 (下)

銀行に対する外国の投資 (1910年)

	ペソ	百分比
フ ラ ン ス	99,994,000	60
米 国	34,328,300	21
英 国	17,557,900	11
ド イ ツ	12,000,000	7
オ ラ ン ダ	2,000,000	1
合 計	165,880,200	100

銀行別の外国投資 (1905~1906年)

	ペソ
Banco de Londres y México	20,000,000
Banco Nacional de México	17,000,000
Banco Central de México	12,000,000
Banco Yucateco	4,500,000
Banco de Guanajuato	1,500,000
Banco Oriental	1,000,000
Banco del Estado de México	800,000
Banco Mercantil de Veracruz	500,000
Banco Occidental	300,000
合 計	57,600,000

出所: Cosío Villegas, *op. cit.*, p. 1063.

行券の流通に障害の生じたこと、銀行の資産の流動性が低いこと、信用の集中、出資者に資金に見合う貸付けを行う預合に似た慣行などがあげられるが、何よりもまず、その制度が、メキシコの実情にそぐわない外国の制度の継受であったことが問題であった。

一九〇八年当時、メキシコには銀行が三行存したが、そのうち抵当銀行は二行、農工銀行は四行にすぎず、他はすべて発券銀行であった。ところが、当時のメキシコでは商業が高度に発達しておらず、その殖産興業政策からすれば、信用は短期のもの

よりも、長期のものに重点がおかれるべきであり、事実、長期貸付けの需要が多かった。しかし、実際には、貸出しは6カ月を期限とするものが大部分であった。というのは、銀行の大半を占める発券銀行にあっては、危険回避のため、貸出し期限が法律上6カ月に制限されていたからである、そのため、6カ月の期限をくりかえし更新するといふ銀行と借主間の默契が一つの慣行となっていたと言われる。

こうした欠陥を是正すべく、一九〇八年金融機関一般法が一部改正されるとともに、⁽⁵⁾基金一〇〇〇万ペソの農業振興金庫 *Caja de Prestamos para Obras de Irrigación y Fomento de Agricultura* が設立された。しかし、時すでにおそく、一九〇八年 *Banco Central Mexicano* の経営悪化が明らかとなったのを契機として、金利の引上げ、貸付けの早期回収、新規の貸出し停止と、金融機関に恐慌状態が生じた。こうした頻死の銀行制度の甲鐘となったのは一九一〇年からの革命であった。⁽⁶⁾

- (1) このような西欧化を積極的に支持し、ティエクス体制を正当づけたのは当時の知識階級の中のいわゆる *científicos* である。彼らによれば、メキシコは野蛮なインディオの住む後進国であり、それを文明化するのが欧米の資本・技術・人である、と主張した。Henry Bamford Parkes, *A History of Mexico*, 3rd edition 1966, Boston (Houghton Mifflin Co.), p. 299 et seq. 参照。
- (2) Moore, *op. cit.*, p. 24; López Rosado, *Curso*, pp. 258~259.
- (3) David Shelton, The Banking System, in: Raymond Vernon (ed.), *Public Policy and Private Enterprise in Mexico*, 1964, Cambridge, Mass. (Harvard Univ. Press), pp. 130~131.
- (4) Bett, *op. cit.*, pp. 11~12.
- (5) Castañon, *op. cit.*, pp. 43~44.
- (6) Moore, *op. cit.*, pp. 25~26.